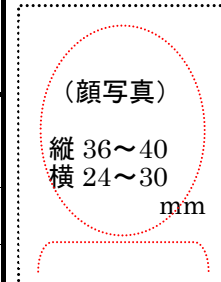


--

香川大学 免許状更新講習受講申込書(令和4年度)

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
連絡先 (住所)	〒		
	e-mail		
	電話	携帯	
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	① 幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校・こども園等に勤務して教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) ----- (職名)	
	② 教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)	
	③ 教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)	
	④ 認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先) ----- (職名)	
	⑤ その他	(勤務先)	-----



○ 所持する免許状についてすべて記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。)

※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

※ 所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、(別紙)に記入し添付してください。

※ 「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。なお、免許状に記載されている有効期間が平成31年5月1日以降の場合は、「平成31年」を「令和元年」に置き換え、以降の暦においても令和を使用し、記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成・令和 年 月 日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	令和 年 月 日

○ 受講希望の講習に「○」を記入してください。

講習の名称	受講希望	講習の名称	受講希望	講習の名称	受講希望
必修【1,2,3,4】教育の最新事情		選択【3】はじめての特別支援教育		選択【15】道徳教育の充実	
選択必修【9】災害に学ぶ学校防災		選択【3】障害があるとはどういうことなのか? —ICFと新しい能力観—		選択【19】乳幼児理解から「子どもつくる保育」へ	
選択必修【11】心理学から見た学習意欲		選択【12】教師の指導が助長する問題行動とその見方		選択【19】表現遊びを楽しむ	

以下の講習は、受講開始が6月16日になります。

講習の名称	受講希望	講習の名称	受講希望
選択必修【15】道徳教育の充実		選択【9】災害に学ぶ学校防災	
選択必修【12】教師の指導が助長する問題行動とその見方		選択【11】心理学から見た学習意欲	

○ 障害を有している方で、配慮・支援が必要な方電話、またはメールでご連絡ください。

※〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

送付先 〒760-8521 香川県高松市幸町1番1号 香川大学 教職支援課

(別紙)

所持する免許状(申込書に記載できない免許のみ記入してください。)

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日
		昭和・平成・令和 年 月 日	令和 年 月 日

<参考>

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等
幼稚園教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	(特別のみ) 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育 外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)
中学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教
高等学校教諭(普通・特別) 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語)、宗教 (一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭(普通・特別) 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭(普通・特別) 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	

○旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

<旧免許状>

平成21年3月31日まで(教員免許更新制が導入される前まで)に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

<新免許状>

平成21年4月1日以降(教員免許更新制の導入後)に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日(複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日)の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。